

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 45

許認可等の内容		海岸保全区域内の占用料の減免の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例第3条
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	1. 市が主催し、又は共催する事業の場合は占用料の全額を免除する。 2. 市が後援した団体が主催する事業の場合は占用料の全額を免除する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年12月10日設定（平成26年3月20日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日（休日は含まない）
	設定等年月日	平成24年12月10日設定（平成30年10月 1日最終変更）